

案じして透析生活が送れるために
あなたの患者会入会が大きな力に!
N.54 発行・編集責任(緑風会会长 大矢正明)

みどりの風

N.54

発行・編集責任(緑風会会长 大矢正明)

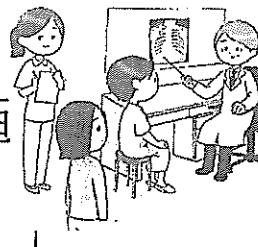
～透析患者医療費負担軽減の歴史～

透析患者のみなさん、特に岐阜県の場合、一日置きに透析治療を受けていても薬を処方されていても、また透析以外の内科、外科、整形等の治療を受けていても病院窓口支払いは無料です。患者はもちろん家族にとっても大変ありがたい制度ですが、当初から無料であったではありません。歴史を振り返ってみましょう。(医療費、薬剤費の月額は人によって違いはありますが、40万円/月で説明します)

◎昭和41年以前⇒ 公的補助ではなく全額40万円の自己負担でした

◎昭和42年から、透析医療費に健康保険が適用されるようになりました

保険者(国民健康保険等)が7割負担	患者が3割自己負担
↓ 28万円	↓ 12万円



月額40万円はもちろん12万円の自己負担でも一部の資産家しか透析できず、庶民は死を選ぶしかありませんでした。

この状態を開拓するために、患者会が組織され、各都道府県に「岐腎協」のような個々の腎友会、全国組織として「全腎協」が結成され、「人工透析費用を全額国庫負担に」や「透析患者を身体障害者に認定を」などの粘り強い運動の結果

◎昭和47年⇒人工透析が更生医療(現在の自立支援医療)で「特定疾病」に認定

保険者(国民健康保険等)が7割負担	更生医療	患者自己負担
↓ 28万	↓ 11万円	↓ 1万円

人工透析患者に「身体障害者手帳」が交付される

◎昭和48年⇒岐阜県で福祉医療費(重度障害者医療費)助成制度が創設され透析患者に適用され自己負担の1万円は、県と市町村が折半して負担し患者自己負担はゼロ円となった。

保険者(国民健康保険等)が7割負担	更生医療	県+市町村折半負担 (5000円)(5000円)
↓ 28万	↓ 11万円	↓ 1万円

以上のように透析患者の医療費は最初から無料であったのではなく、当初は一般庶民の手の届くような金額ではなかったのを当時の患者役員の人達が病を持ちながら全腎協として当時の厚生省へデモ、座り込みなどの強力な働きかけにより、国の更生医療を勝ち取り、このおかげで透析患者の自己負担は月1万円と大幅に軽減されました(当時の全腎協の先達役員の方々は日の目を見ることなく亡くなられました)。